

消防だより

令和6年度木更津市消防署スローガン

～市民の想いに寄り添い 市民の笑顔を守ります～

編集・発行 木更津市消防署 清川分署
担 当 菅沼・長野・吉野
〒292-0035 木更津市中尾1915
TEL/Fax : 0438-98-7524
e-mail : sho-kiyo@city.kisarazu.lg.jp

CAFS(キャフス)とは??

現在、清川分署に配備されている消防車にはCAFSが搭載されています。
CAFS(キャフス)とは、Compressed Air Foam Systemの頭文字をとっており、圧縮空気泡消火装置という意味です。水と消火薬剤を高圧の空気で混ぜて泡を作る装置で、消防車の中に組み込まれています。



この装置に使用される消火薬剤は、住宅火災のほかプラスチックやゴム製品、水だけでは消しにくいタイヤが燃える火災にも大変有効なものです。放水した泡が対象物に付着すること、消火原液に高い浸透性があることにより、窒息効果はもちろん、効果的に燃焼面を冷却できるほか、再燃防止効果もあります。

空気泡の状態で送水するため、ホースの重量も軽く、取扱いが容易であり、少量の水で消火することが可能で、水損防止や消防車積載水での有効な消火が可能となります。

放水後の泡は自然と消えていきます。天然成分由来の界面活性剤が主成分となっており、石けんやシャンプーと同じなので、環境に優しいものになっています。

CAFS泡消火は、水消火と同等以上の消火効果があり、延焼防止や水損防止、再燃防止効果にも優れています。火災の種別に応じ、最適な放水方法を選定して早期に火勢鎮圧、鎮火させ、市民の生命と財産を守っていきたいと思います。

これからは台風等の自然災害にも備える時期となります！

本市では防災行政無線を市内各所に設置し、災害等の迅速かつ的確に伝えなければならない情報を放送しています。

防災行政無線からの放送は、風向きなどの気象条件、地形などの条件の変化により、聞き取りづらい場合がありますので、うまく聞き取れなかった場合は、放送内容を電話で確認できる「※防災情報テレホンサービス」、または「きさらづ安心・安全メール」等、緊急情報の入手方法がありますのでご活用下さい。

※防災情報テレホンサービス ☎0120-107662

※詳しくは木更津市公式ホームページをご確認下さい。
(URL→ <https://www.city.kisarazu.lg.jp>)





救急車の適正利用について

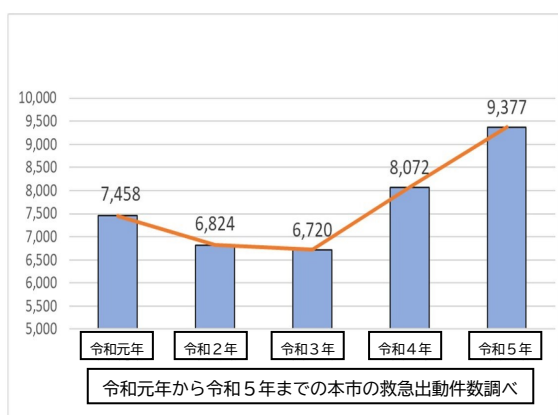


木更津市では、救急車の利用者の6割近くの方が、入院の必要のない軽症の患者となっています。救急車は6台（夜間は5台）で運用しており、出動件数が多くなると遠方にある救急車が出動することになり、現場への到着が遅れてしまうことがあります。

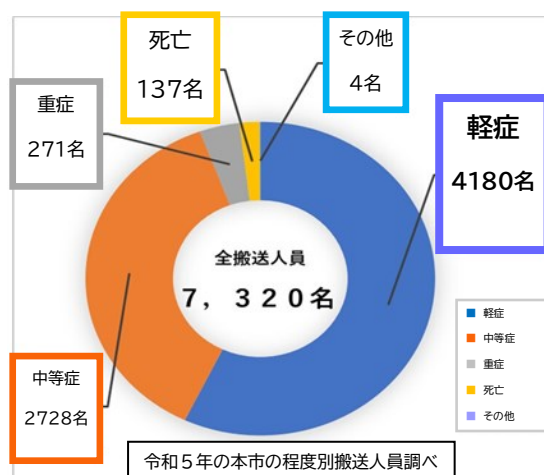
119番通報する前に救急車が本当に必要か、自家用車やタクシーなど一般の交通機関を利用できないか、もう一度考えてください。ご協力をお願いします。

救急車は限られた資源です。本当に救急車を必要としている方のためにも、救急車の適正な利用をお願いします。

救急出動件数



救急搬送内訳



「もし、救急車を呼ぶか悩んだ時は、…」

- ・救急安心電話相談 #7119又は03-6810-1636（平日、土曜日 18:00から翌朝8:00／日曜日、祝日等 9:00から翌朝8:00）
- ・こども急病電話相談 #8000又は043-242-9939（毎日19:00から翌朝8:00）

この救急安心電話は、救急車を呼ぶか・病院に行くか悩んだ時に電話をするとアドバイスしてくれる無料相談電話です。



野外焼却（野焼き）は禁止されています



木更津市では野外焼却（野焼き）から延焼拡大し、火災になった事例が多数発生しています。法律の改正により平成13年4月から廃棄物の野外焼却は、次を除き原則禁止されています。

- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事、焚き火・キャンプファイヤーなど軽微なもの

違反した場合は罰則が設けられています。火をつける前に、今一度ご確認ください。

これらの野外焼却をする場合に消防署では「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」を受け付けています。これは、消防署がその実施状況や消火の準備状況を把握するために提出を条例で定めているもので、焼却することを許可又は承認するものではありません。

なお、オンラインで届出をすることもできます。右の二次元コードを読み取っていただくか、木更津市役所公式ホームページトップ画面の「オンライン申請」をクリックし、ご活用ください。

